

新旧対照条文 目次

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）	1
裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）	5
検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）	7
公認会計士法（昭和二十三年法律第三百号）	8
教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）	10
教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）	11
屋外広告物法（昭和二十四年法律第八十九号）	18
死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）	19
弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）	20
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）	21
税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）	22
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）	23

不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）	24
建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）	25
警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）	26
公立の大学等における外国人教員の任用等に関する特別措置法（昭和五十七年法律第八十九号）	27
大学の教員等の任期に関する法律（平成九年法律第八十二号）	28
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）	29
住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）	30
産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）	31
マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）	32
税理士法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十八号）	34
法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）	35
独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）	37
地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）	38
裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）	39

学校教育法の一部を改正する法律新旧対照表条文
 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第四条（略）</p> <p>前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならぬ。</p> <p>一 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第六十九条の二第二項の大学の学科の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの</p> <p>（削除）</p> <p>二 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第六十九条の二第二項の大学の学科の廃止</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、政令で定める事項</p> <p>・（略）</p> <p>第二項第一号の学位の種類及び分野の変更に関する基準は、文部科学大臣が、これを定める。</p> <p>第五十八条 大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる</p>	<p>第四条（略）</p> <p>前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならぬ。</p> <p>一 大学の学部又は大学院の研究科の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの</p> <p>二 第六十九条の二第二項の大学の学科の設置であつて、当該大学が設置する学科の分野の変更を伴わないもの</p> <p>三 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第六十九条の二第二項の大学の学科の廃止</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、政令で定める事項</p> <p>・（略）</p> <p>第二項第一号の学位の種類及び分野の変更並びに同項第二号の学科の分野の変更に関する基準は、文部科学大臣が、これを定める。</p> <p>第五十八条 大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。</p>

。 大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

）（略）

教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

第五十九条（略）

教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。

第六十八条の二 大学（第六十九条の二第二項の大学（以下この条において「短期大学」という。）を除く。以下この条において同じ。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院（専門職大学院を除く。）の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

（略）

大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

）（略）

教授は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

助教は、教授の職務を助ける。

（新設）

助手は、教授及び助教授の職務を助ける。

講師は、教授又は助教授に準ずる職務に従事する。

第五十九条（略）

教授会の組織には、助教授その他の職員を加えることができる。

第六十八条の二 大学（第五十二条の大学に限る。以下この条において同じ。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院（専門職大学院を除く。）の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

（略）

短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、短期大学を卒業した者に対し短期大学士の学位を授与するものとする。

独立行政法人大学評価・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

一 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者 学士

二 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者 学士、修士又は博士

学位に関する事項を定めるについては、文部科学大臣は、第六十条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

第六十八条の三 大学は、当該大学に学長、副学長、学部長、教授、准教授又は講師として勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあつた者に対し、当該大学の定めるところにより、名誉教授の称号を授与することができる。

第六十九条の二 大学は、第五十二条に掲げる目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することをおもな目的とすることができる。

前項に掲げる目的をその目的とする大学は、第五十五条第一項の規定にかかわらず、その修業年限を二年又は三年とする。

（略）

（新設）

独立行政法人大学評価・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

一 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者 学士

二 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者 学士、修士又は博士

学位に関する事項を定めるについては、文部科学大臣は、第六十条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

第六十八条の三 大学は、当該大学に学長、副学長、学部長、教授、助教又は講師として勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあつた者に対し、当該大学の定めるところにより、名誉教授の称号を授与することができる。

第六十九条の二 大学は、第五十二条に掲げる目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することをおもな目的とすることができる。

前項に掲げる目的をその目的とする大学は、第五十五条第一項の規定にかかわらず、その修業年限を二年又は三年とする。

（略）

(削除)

第二項の大学を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、第五十二条の大学に編入学することができる。
第六十二条の規定は、第二項の大学については適用しない。

第七十条の七 高等専門学校には、校長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

高等専門学校には、前項のほか、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。

教授は、専攻分野について、教育上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授する。

准教授は、専攻分野について、教育上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授する。

助教は、専攻分野について、教育上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授する。

助手は、その所属する組織における教育の円滑な実施に必要な業務に従事する。

講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

第二項の大学を卒業した者は、準学士と称することができる。

第二項の大学を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、第五十二条の大学に編入学することができる。
第六十二条の規定は、第二項の大学については適用しない。

第七十条の七 高等専門学校には、校長、教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。

高等専門学校には、前項のほか、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。

教授及び助教は、学生を教授する。

(新設)

(新設)

助手は、教授又は助教の職務を助ける。

講師は、教授又は助教に準ずる職務に従事する。

改 正 案	現 行
<p>（最高裁判所の裁判官の任命資格）</p> <p>第四十一条 最高裁判所の裁判官は、識見の高い、法律の素養のある年齢四十年以上の者の中からこれを任命し、そのうち少くとも十人は、十年以上第一号及び第二号に掲げる職の一若しくは二に在つた者又は左の各号に掲げる職の一若しくは二以上に在つてその年数を通算して二十年以上になる者でなければならない。</p> <p>一（五）（略）</p> <p>六 別に法律で定める大学の法学の教授又は准教授</p> <p>・（略）</p> <p>三年以上第一項第六号の大学の法学の教授又は准教授の職に在つた者が簡易裁判所判事、検察官又は弁護士に就いた場合においては、その簡易裁判所判事、検察官（副検事を除く。）又は弁護士の職に在つた年数については、前項の規定は、これを適用しない。</p> <p>（高等裁判所長官及び判事の任命資格）</p> <p>第四十二条 高等裁判所長官及び判事は、次の各号に掲げる職の一又は二以上に在つてその年数を通算して十年以上になる者の中からこれを任命する。</p> <p>一（五）（略）</p> <p>六 前条第一項第六号の大学の法学の教授又は准教授</p> <p>・（略）</p> <p>三年以上前条第一項第六号の大学の法学の教授又は准教授の職に</p>	<p>（最高裁判所の裁判官の任命資格）</p> <p>第四十一条 最高裁判所の裁判官は、識見の高い、法律の素養のある年齢四十年以上の者の中からこれを任命し、そのうち少くとも十人は、十年以上第一号及び第二号に掲げる職の一若しくは二に在つた者又は左の各号に掲げる職の一若しくは二以上に在つてその年数を通算して二十年以上になる者でなければならない。</p> <p>一（五）（略）</p> <p>六 別に法律で定める大学の法学の教授又は助教授</p> <p>・（略）</p> <p>三年以上第一項第六号の大学の法学の教授又は助教授の職に在つた者が簡易裁判所判事、検察官又は弁護士に就いた場合においては、その簡易裁判所判事、検察官（副検事を除く。）又は弁護士の職に在つた年数については、前項の規定は、これを適用しない。</p> <p>（高等裁判所長官及び判事の任命資格）</p> <p>第四十二条 高等裁判所長官及び判事は、次の各号に掲げる職の一又は二以上に在つてその年数を通算して十年以上になる者の中からこれを任命する。</p> <p>一（五）（略）</p> <p>六 前条第一項第六号の大学の法学の教授又は助教授</p> <p>・（略）</p> <p>三年以上前条第一項第六号の大学の法学の教授又は助教授の職に</p>

在つた者が簡易裁判所判事、検察官又は弁護士に就いた場合においては、その簡易裁判所判事、検察官（副検事を除く。）又は弁護士の職に在つた年数については、前項の規定は、これを適用しない。司法修習生の修習を終えないで簡易裁判所判事又は検察官に任命された者の第六十六条の試験に合格した後の簡易裁判所判事、検察官（副検事を除く。）又は弁護士の職に在つた年数についても、同様とする。

（簡易裁判所判事の任命資格）

第四十四条 簡易裁判所判事は、高等裁判所長官若しくは判事の職に在つた者又は次の各号に掲げる職の一若しくは二以上に在つてその年数を通算して三年以上になる者の中からこれを任命する。

一（四）（略）

- 五 第四十一条第一項第六号の大学の法律学の教授又は准教授

在つた者が簡易裁判所判事、検察官又は弁護士の職に就いた場合においては、その簡易裁判所判事、検察官（副検事を除く。）又は弁護士の職に在つた年数については、前項の規定は、これを適用しない。司法修習生の修習を終えないで簡易裁判所判事又は検察官に任命された者の第六十六条の試験に合格した後の簡易裁判所判事、検察官（副検事を除く。）又は弁護士の職に在つた年数についても、同様とする。

（簡易裁判所判事の任命資格）

第四十四条 簡易裁判所判事は、高等裁判所長官若しくは判事の職に在つた者又は次の各号に掲げる職の一若しくは二以上に在つてその年数を通算して三年以上になる者の中からこれを任命する。

一（四）（略）

- 五 第四十一条第一項第六号の大学の法律学の教授又は助教

改 正 案	現 行
<p>第十八条 二級の検察官の任命及び叙級は、左の資格の一を有する者に就いてこれを行う。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 三年以上政令で定める大学において法律学の教授又は准教授の職に在つた者</p> <p>・（略）</p>	<p>第十八条 二級の検察官の任命及び叙級は、左の資格の一を有する者に就いてこれを行う。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 三年以上政令で定める大学において法律学の教授又は助教授の職に在つた者</p> <p>・（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（短答式による試験科目の一部免除等）</p> <p>第九条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、短答式による試験を免除する。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学（予科を含む。以下同じ。）、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校高等科若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において三年以上商学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあつた者又は商学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者</p> <p>二 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学、旧高等学校令による高等学校高等科若しくは旧専門学校令による専門学校において三年以上法律学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあつた者又は法律学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2）4 （略）</p> <p>（論文式による試験科目の一部免除）</p> <p>第十条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、当該各号に定める科目について、論文式による試験を免除する。</p> <p>一）三 （略）</p>	<p>（短答式による試験科目の一部免除等）</p> <p>第九条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、短答式による試験を免除する。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学（予科を含む。以下同じ。）、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校高等科若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において三年以上商学に属する科目の教授若しくは助教授の職にあつた者又は商学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者</p> <p>二 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学、旧高等学校令による高等学校高等科若しくは旧専門学校令による専門学校において三年以上法律学に属する科目の教授若しくは助教授の職にあつた者又は法律学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2）4 （略）</p> <p>（論文式による試験科目の一部免除）</p> <p>第十条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、当該各号に定める科目について、論文式による試験を免除する。</p> <p>一）三 （略）</p>

四 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学、旧高等学校令による高等学校高等科若しくは旧専門学校令による専門学校において三年以上経済学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあつた者又は経済学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者 経済学

五〃七 (略)
2・3 (略)

四 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学、旧高等学校令による高等学校高等科若しくは旧専門学校令による専門学校において三年以上経済学に属する科目の教授若しくは助教授の職にあつた者又は経済学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者 経済学

五〃七 (略)
2・3 (略)

教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略) 2 この法律で「教員」とは、前項の学校の教授、准教授、助教、教頭、 教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（常時勤 務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十 八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。第二十 三条第二項を除き、以下同じ。）をいう。 3 5 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 (略) 2 この法律で「教員」とは、前項の学校の教授、助教諭、教頭、教諭 、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（常時勤務の者 及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の 五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。第二十三条第 二項を除き、以下同じ。）をいう。 3 5 (略)</p>

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）

（傍線の部分は改正部分）

		改正案		現行	
類 許状の種 とする免 許状の種	第一欄	第二欄	第三欄	第二欄	第三欄
	受けよう とする免 許状の種	基礎資格	第二欄に規定する基礎 資格を取得したのち、 高等学校（中等教育学 校の後期課程並びに盲	基礎資格	第二欄に規定する基礎 資格を取得したのち、 高等学校（中等教育学 校の後期課程並びに盲
	所要 資格				
		第二欄に 規定する 基礎資格 を取得し	第二欄に 規定する 基礎資格 を取得し	第二欄に 規定する 基礎資格 を取得し	第二欄に 規定する 基礎資格 を取得し
<p>（授与） 第五条（略） 2）4（略）</p> <p>5 臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、第一項各号の一に該当しない者で教育職員検定に合格したものに授与する。ただし、高等学校助教諭の臨時免許状は、次の各号の一に該当する者以外には授与しない。</p> <p>一 短期大学の学位又は準学士の称号を有する者</p> <p>二 文部科学大臣が前号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認め た者</p> <p>6（略）</p> <p>附則</p> <p>9 次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者に対して教育職員検定により次の表の第一欄に掲げる高等学校教諭の一種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、当分の間、第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。</p>					

備考 一〇三 (略)		高等学校において看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習又は商船実習を担任する教諭の一種免許状		
	イ	大学において第一欄に掲げる実習に係る実業に関する学科を専攻し、短期大 学士の学位を有すること又は文部科学大臣がこれと同等以上と認める資格を有すること。	学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。において第一欄に掲げる実習を担任する教諭の職務を助ける職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	たのち、大学において修得すること を必要とする最低 単位数
備考 一〇三 (略)		高等学校において看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習又は商船実習を担任する教諭の一種免許状		
	イ	大学において第一欄に掲げる実習に係る実業に関する学科を専攻し、学校教育法第六十九条の二第七項に定める準学士の称号を有すること又は文部科学大臣がこれと同等以上と認める資格を有すること。	学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。において第一欄に掲げる実習を担任する教諭の職務を助ける職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	たのち、大学において修得すること を必要とする最低 単位数

中学校教諭 専修免許状 (略)		小学校教諭 専修免許状 (略)		別表第一(第五条関係) 第一欄 免許状の種類		第二欄 所要資格 基礎資格	第三欄 大学において修得することを必要とする 最低単位数				
				第二欄 専修免許状 (略)				第三欄 大学において修得することを必要とする 最低単位数			
中学校教諭 専修免許状 (略)		小学校教諭 専修免許状 (略)		別表第一(第五条関係) 第一欄 免許状の種類		第二欄 所要資格 基礎資格	第三欄 大学において修得することを必要とする 最低単位数				
								第二欄 専修免許状 (略)		第三欄 大学において修得することを必要とする 最低単位数	
								第二欄 専修免許状 (略)		第三欄 大学において修得することを必要とする 最低単位数	
								第二欄 専修免許状 (略)		第三欄 大学において修得することを必要とする 最低単位数	

中学校教諭 専修免許状 (略)		小学校教諭 専修免許状 (略)		別表第一(第五条関係) 第一欄 免許状の種類		第二欄 所要資格 基礎資格	第三欄 大学において修得することを必要とする 最低単位数				
				第二欄 専修免許状 (略)				第三欄 大学において修得することを必要とする 最低単位数			
中学校教諭 専修免許状 (略)		小学校教諭 専修免許状 (略)		別表第一(第五条関係) 第一欄 免許状の種類		第二欄 所要資格 基礎資格	第三欄 大学において修得することを必要とする 最低単位数				
								第二欄 専修免許状 (略)		第三欄 大学において修得することを必要とする 最低単位数	
								第二欄 専修免許状 (略)		第三欄 大学において修得することを必要とする 最低単位数	
								第二欄 専修免許状 (略)		第三欄 大学において修得することを必要とする 最低単位数	

<p>備考</p> <p>一〇二の二 (略)</p> <p>二の三 第二欄の「短期大学士の学位を有すること」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認められた場合を含むものとする(別表第二の二の場合においても同様とする)。</p>	<p>高等学校教諭</p> <p>(略)</p>	<p>専修免許</p> <p>(略)</p>	<p>短期大学士の学位を有すること。</p>	<p>一〇二二四</p>
	<p>二種免許</p> <p>(略)</p>	<p>短期大学士の学位を有すること。</p>	<p>一〇二二四</p>	
<p>備考</p> <p>一〇二の二 (略)</p> <p>二の三 第二欄の「短期大学士の学位を有すること」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認められた場合を含むものとする(別表第二の二の場合においても同様とする)。</p>	<p>高等学校教諭</p> <p>(略)</p>	<p>専修免許</p> <p>(略)</p>	<p>短期大学士の学位を有すること。</p>	<p>一〇二二四</p>
	<p>二種免許</p> <p>(略)</p>	<p>短期大学士の学位を有すること。</p>	<p>一〇二二四</p>	
<p>備考</p> <p>一〇二の二 (略)</p> <p>二の三 第二欄の「学校教育法第六十九条の二第七項に定める準学士の称号を有すること」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が学校教育法第六十九条の二第七項に定める準学士の称号を有することと同等以上の資格を有すると認められた場合を含むものとする(別表第二の二の場合においても同様とする)。</p>	<p>高等学校教諭</p> <p>(略)</p>	<p>専修免許</p> <p>(略)</p>	<p>学校教育法第六十九条の二第七項に定める準学士の称号を有すること。</p>	<p>一〇二二四</p>
	<p>二種免許</p> <p>(略)</p>	<p>学校教育法第六十九条の二第七項に定める準学士の称号を有すること。</p>	<p>一〇二二四</p>	

備考 一・二 (略)	状 免 二 状 免 一 状 免	許 許 種 許 許 種 許 許
	と。	(略)
	短期大学の学位を有すること及び栄養士法第二条第一項の規定により栄養士の免許を受けていること。	
	二	
	二	

備考 一・二 (略)	状 免 二 状 免 一 状 免	許 許 種 許 許 種 許 許
	ること。	(略)
	学校教育法第六十九条の二第七項に定める準学士の称号を有すること及び栄養士法第二条第一項の規定により栄養士の免許を受けていること。	
	二	
	二	

屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表（第十四条関係）			
科目	試験委員	科目	試験委員
<p>一 この法律、この法律に基づく条例その他関係法令に関する科目</p>	<p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（以下「大学」という。）において行政法学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者</p>	<p>一 この法律、この法律に基づく条例その他関係法令に関する科目</p>	<p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（以下「大学」という。）において行政法学を担当する教授若しくは助教の職にあり、又はこれらの職にあつた者</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者</p>
<p>二 広告物の形状、色彩及び意匠に関する科目</p>	<p>一 大学において美術若しくはデザインを担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者</p>	<p>二 広告物の形状、色彩及び意匠に関する科目</p>	<p>一 大学において美術若しくはデザインを担当する教授若しくは助教の職にあり、又はこれらの職にあつた者</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者</p>
<p>三 広告物及び掲出物件の設計及び施工に関する科目</p>	<p>一 大学において建築学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者</p>	<p>三 広告物及び掲出物件の設計及び施工に関する科目</p>	<p>一 大学において建築学を担当する教授若しくは助教の職にあり、又はこれらの職にあつた者</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者</p>

死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二条 死体の解剖をしようとする者は、あらかじめ、解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 医学に関する大学（大学の学部を含む。以下同じ。）の解剖学、病理学又は法医学の教授又は准教授が解剖する場合</p> <p>三 六 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>第二条 死体の解剖をしようとする者は、あらかじめ、解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 医学に関する大学（大学の学部を含む。以下同じ。）の解剖学、病理学又は法医学の教授又は助教授が解剖する場合</p> <p>三 六 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（法務大臣の認定を受けた者についての弁護士資格の特例）</p> <p>第五条 法務大臣が、次の各号のいずれかに該当し、その後、弁護士業務について法務省令で定める法人が実施する研修であつて法務大臣が指定するものの課程を修了したと認定した者は、前条の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有する。</p> <p>一 司法修習生となる資格を得た後に簡易裁判所判事、検察官、裁判所調査官、裁判所事務官、法務事務官、司法研修所、裁判所職員総合研修所若しくは法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第四十条第三十六号若しくは第三十八号の事務をつかさどる機関で政令で定めるものの教官、衆議院若しくは参議院の議員若しくは法制局参事、内閣法制局参事官又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学で法律学を研究する大学院の置かれているものの法律学を研究する学部、専攻科若しくは大学院における法律学の教授若しくは准教授の職に在つた期間が通算して五年以上になること。</p> <p>二 四（略）</p>	<p>（法務大臣の認定を受けた者についての弁護士資格の特例）</p> <p>第五条 法務大臣が、次の各号のいずれかに該当し、その後、弁護士業務について法務省令で定める法人が実施する研修であつて法務大臣が指定するものの課程を修了したと認定した者は、前条の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有する。</p> <p>一 司法修習生となる資格を得た後に簡易裁判所判事、検察官、裁判所調査官、裁判所事務官、法務事務官、司法研修所、裁判所職員総合研修所若しくは法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第四十条第三十六号若しくは第三十八号の事務をつかさどる機関で政令で定めるものの教官、衆議院若しくは参議院の議員若しくは法制局参事、内閣法制局参事官又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学で法律学を研究する大学院の置かれているものの法律学を研究する学部、専攻科若しくは大学院における法律学の教授若しくは助教教授の職に在つた期間が通算して五年以上になること。</p> <p>二 四（略）</p>

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
(略)	(略)	(略)	(略)
	精神医学 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において精神医学の教授若しくは准教授の職にある者若しくはこれらの職にあつた者又はこれらの者と同等以上の学識経験を有する者であること。	精神医学 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において精神医学の教授若しくは助教授の職にある者若しくはこれらの職にあつた者又はこれらの者と同等以上の学識経験を有する者であること。	精神医学 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において精神医学の教授若しくは助教の職にある者若しくはこれらの職にあつた者又はこれらの者と同等以上の学識経験を有する者であること。
	四時間	四時間	四時間
	の時間数	の時間数	の時間数
	数	数	数
	第十八条第一項第四号に規定する研修の課程の時間数	第十八条第一項第四号に規定する研修の課程の時間数	第十八条第一項第四号に規定する研修の課程の時間数
	第十九条第一項に規定する研修の課程の時間数	第十九条第一項に規定する研修の課程の時間数	第十九条第一項に規定する研修の課程の時間数
	別表（第十九条の六の四関係）	別表（第十九条の六の四関係）	別表（第十九条の六の四関係）
	科目	科目	科目
	教授する者	教授する者	教授する者

改 正 案	現 行
<p>第八条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、税理士試験において当該各号に掲げる科目の試験を免除する。</p> <p>一 大学等（学校教育法の規定による大学若しくは高等専門学校又は同法第六十八条の二第四項第二号に規定する大学若しくは大学院に相当する教育を行う課程が置かれる教育施設をいう。次号において同じ。）において税法に属する科目等の教授、<u>准教授</u>又は講師の職にあつた期間が通算して三年以上になる者及び税法に属する科目等に関する研究により博士の学位を授与された者については、税法に属する科目</p> <p>二 大学等において会計学に属する科目等の教授、<u>准教授</u>又は講師の職にあつた期間が通算して三年以上になる者及び会計学に属する科目等に関する研究により博士の学位を授与された者については、会計学に属する科目</p> <p>三 十（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>第八条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、税理士試験において当該各号に掲げる科目の試験を免除する。</p> <p>一 大学等（学校教育法の規定による大学若しくは高等専門学校又は同法第六十八条の二第三項第二号に規定する大学若しくは大学院に相当する教育を行う課程が置かれる教育施設をいう。次号において同じ。）において税法に属する科目等の教授、<u>助教</u>又は講師の職にあつた期間が通算して三年以上になる者及び税法に属する科目等に関する研究により博士の学位を授与された者については、税法に属する科目</p> <p>二 大学等において会計学に属する科目等の教授、<u>助教</u>又は講師の職にあつた期間が通算して三年以上になる者及び会計学に属する科目等に関する研究により博士の学位を授与された者については、会計学に属する科目</p> <p>三 十（略）</p> <p>2（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（登録の要件等）</p> <p>第四十一条の二十六 文部科学大臣は、登録申請者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、文部科学省令で定める。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する試験委員が問題の作成及び受験者が放射線取扱主任者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定を行い、その人数が二十名以上であること。</p> <p>イ 学校教育法による大学において放射線に関する学科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者</p> <p>ロ・ハ （略）</p> <p>三・四 （略）</p>	<p>（登録の要件等）</p> <p>第四十一条の二十六 文部科学大臣は、登録申請者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、文部科学省令で定める。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する試験委員が問題の作成及び受験者が放射線取扱主任者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定を行い、その人数が二十名以上であること。</p> <p>イ 学校教育法による大学において放射線に関する学科目を担当する教授若しくは助教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者</p> <p>ロ・ハ （略）</p> <p>三・四 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（試験の免除） 第十条（略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、当該各号に定める科目について、論文式による試験を免除する。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学（予科を含む。）、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校高等科若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校（以下この項において「大学等」と総称する。）において通算して三年以上法律学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあつた者又は法律学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者 民法</p> <p>二 大学等において通算して三年以上経済学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあつた者又は経済学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者 経済学</p> <p>三 大学等において通算して三年以上商学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあつた者又は商学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者 会计学</p> <p>四・五（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（試験の免除） 第十条（略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、当該各号に定める科目について、論文式による試験を免除する。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学（予科を含む。）、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校高等科若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校（以下この項において「大学等」と総称する。）において通算して三年以上法律学に属する科目の教授若しくは助教授の職にあつた者又は法律学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者 民法</p> <p>二 大学等において通算して三年以上経済学に属する科目の教授若しくは助教授の職にあつた者又は経済学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者 経済学</p> <p>三 大学等において通算して三年以上商学に属する科目の教授若しくは助教授の職にあつた者又は商学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者 会计学</p> <p>四・五（略）</p> <p>3（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>2 （略）</p> <p>口・八（略）</p> <p>（登録基準） 第七条の四 厚生労働大臣は、第七条の二の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならぬ。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者が前号の科目を教授すること。</p> <p>イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、准教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者</p>	<p>2 （略）</p> <p>口・八（略）</p> <p>（登録基準） 第七条の四 厚生労働大臣は、第七条の二の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならぬ。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者が前号の科目を教授すること。</p> <p>イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、助教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあつた者</p>

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）

（傍線の部分は改正部分）

備考（略）	別表（第二十六条関係）			改 正 案
	科目 一 警備業務に 関する法令	施設及び設備 一 講義室 二 この法律その 他警備業務に関 する法令の概要 に関する視聴覚 教材	講師 一 学校教育法（昭和二十二年 法律第二十六号）による大学 において行政法学を担当する 教授若しくは准教授の職にあ り、又はこれらの職にあつた 者	
備考（略）	別表（第二十六条関係）			現 行
	科目 一 警備業務に 関する法令	施設及び設備 一 講義室 二 この法律その 他警備業務に関 する法令の概要 に関する視聴覚 教材	講師 一 学校教育法（昭和二十二年 法律第二十六号）による大学 において行政法学を担当する 教授若しくは助教授の職にあ り、又はこれらの職にあつた 者	

公立の大学等における外国人教員の任用等に関する特別措置法（昭和五十七年法律第八十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（外国人の公立の大学の教授等への任用等） 第二条 公立の大学においては、外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）を教授、准教授、助教又は講師（以下「教員」という。）に任用することができる。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（外国人の公立の大学の教授等への任用等） 第二条 公立の大学においては、外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）を教授、助教又は講師（以下「教員」という。）に任用することができる。</p> <p>2・3 （略）</p>

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 教員 大学の教授、<u>准教授</u>、<u>助教</u>、講師及び助手をいう。</p> <p>三・四（略）</p> <p>第四条 任命権者は、前条第一項の教員の任期に関する規則が定められている大学について、教育公務員特例法第十条の規定に基づきその教員を任用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、任期を定めることができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 <u>助教の職に就ける</u>とき。</p> <p>三 大学が定め又は参画する特定の計画に基づき期間を定めて教育研究を行う職に就けるととき。</p> <p>2（略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 教員 大学の教授、<u>助教</u>、講師及び助手をいう。</p> <p>三・四（略）</p> <p>第四条 任命権者は、前条第一項の教員の任期に関する規則が定められている大学について、教育公務員特例法第十条の規定に基づきその教員を任用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、任期を定めることができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 <u>助手の職で自ら研究目標を定めて研究を行うことをその職務の主要たる内容とするものに就ける</u>とき。</p> <p>三 大学が定め又は参画する特定の計画に基づき期間を定めて教育研究を行う職に就けるととき。</p> <p>2（略）</p>

改正案		現行	
別表（第六十九条の十三関係）			
<p>科目</p> <p>一 この法律その他関係法令に関する科目</p> <p>二 居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する科目</p> <p>三 介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス及び福祉サービスに関する科目</p> <p>四 要介護認定及び要支援認定に関する科目</p> <p>備考（略）</p>	<p>試験委員</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学において保健若しくは福祉に関する科目若しくは医学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者</p>	<p>科目</p> <p>一 この法律その他関係法令に関する科目</p> <p>二 居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する科目</p> <p>三 介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス及び福祉サービスに関する科目</p> <p>四 要介護認定及び要支援認定に関する科目</p> <p>備考（略）</p>	<p>試験委員</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学において保健若しくは福祉に関する科目若しくは医学を担当する教授若しくは助教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者</p>

改正案	現行
<p>（認定員）</p> <p>第四十七条 登録住宅型式性能認定等機関は、次の各号に掲げる業務の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める者のうちから認定員を選任しなければならない。</p> <p>一 第四十四条第二項第一号に掲げる業務 次のイからニまでのいずれかに該当する者</p> <p>イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において建築学、機械工学、電気工学又は衛生工学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあった者</p> <p>ロ 二（略）</p> <p>二（略）</p> <p>（試験員）</p> <p>第六十四条 登録試験機関は、次に掲げる者のうちから試験員を選任しなければならない。</p> <p>一 学校教育法に基づく大学において建築学、機械工学、電気工学又は衛生工学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあった者</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（認定員）</p> <p>第四十七条 登録住宅型式性能認定等機関は、次の各号に掲げる業務の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める者のうちから認定員を選任しなければならない。</p> <p>一 第四十四条第二項第一号に掲げる業務 次のイからニまでのいずれかに該当する者</p> <p>イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において建築学、機械工学、電気工学又は衛生工学を担当する教授若しくは助教授の職にあり、又はこれらの職にあった者</p> <p>ロ 二（略）</p> <p>二（略）</p> <p>（試験員）</p> <p>第六十四条 登録試験機関は、次に掲げる者のうちから試験員を選任しなければならない。</p> <p>一 学校教育法に基づく大学において建築学、機械工学、電気工学又は衛生工学を担当する教授若しくは助教授の職にあり、又はこれらの職にあった者</p> <p>二・三（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（特許料等の特例）</p> <p>第十六条 特許庁長官は、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第一百七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料を納付すべき者が次に掲げる者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。</p> <p>一 その特許発明（職務発明（特許法第三十五条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）に限る。）の発明者である学校教育法第一一条に規定する大学（以下この条において単に「大学」という。）の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、講師若しくは助手、同法第一条に規定する高等専門学校（以下この条において単に「高等専門学校」という。）の校長、教授、准教授、助教、講師若しくは助手又は国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人（以下単に「大学共同利用機関法人」という。）の長若しくはその職員のうち専ら研究に従事する者（以下「大学等研究者」と総称する。）</p> <p>二 五（略）</p>	<p>（特許料等の特例）</p> <p>第十六条 特許庁長官は、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第一百七条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料を納付すべき者が次に掲げる者であるときは、政令で定めるところにより、特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。</p> <p>一 その特許発明（職務発明（特許法第三十五条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）に限る。）の発明者である学校教育法第一一条に規定する大学（以下この条において単に「大学」という。）の学長、副学長、学部長、教授、助教、講師若しくは助手、同法第一条に規定する高等専門学校（以下この条において単に「高等専門学校」という。）の校長、教授、助教、講師若しくは助手又は国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人（以下単に「大学共同利用機関法人」という。）の長若しくはその職員のうち専ら研究に従事する者（以下「大学等研究者」と総称する。）</p> <p>二 五（略）</p>

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第一（第四十一条の四関係）			
<p>科目</p> <p>一 マンションの管理に関する法令及び実務に関する科目（四の項に掲げる科目を除く。）</p> <p>二 管理組合の運営の円滑化に関する科目</p> <p>三 マンションの建物及び附属施設の構造及び設備に関する科目</p> <p>四 この法律に関する科目</p>	<p>講師</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（以下「大学」という。）において民事法学、行政法学若しくは会計学を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあった者</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者</p>	<p>科目</p> <p>一 マンションの管理に関する法令及び実務に関する科目（四の項に掲げる科目を除く。）</p> <p>二 管理組合の運営の円滑化に関する科目</p> <p>三 マンションの建物及び附属施設の構造及び設備に関する科目</p> <p>四 この法律に関する科目</p>	<p>講師</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（以下「大学」という。）において民事法学、行政法学若しくは会計学を担当する教授若しくは助教授の職にあり、又はこれらの職にあった者</p> <p>二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者</p>

二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び
経験を有する者

二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び
経験を有する者

税理士法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1 3 （略）</p> <p>4 改正後の税理士法（以下「新法」という。）第七條第二項及び第三項の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する修士の学位を取得するために学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十八條の二第一項に規定する大学院の課程（同条第四項第二号に規定する大学院に相当する教育を行う課程を含む。以下同じ。）に進学する者について適用する。</p> <p>5 12 （略）</p>	<p>附 則</p> <p>1 3 （略）</p> <p>4 改正後の税理士法（以下「新法」という。）第七條第二項及び第三項の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する修士の学位を取得するために学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十八條の二第一項に規定する大学院の課程（同条第三項第二号に規定する大学院に相当する教育を行う課程を含む。以下同じ。）に進学する者について適用する。</p> <p>5 12 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、法科大学院における教育が、司法修習生の修習との有機的連携の下に法曹としての実務に関する教育の一部を担うものであり、かつ、法曹の養成に係る機関の密接な連携及び相互の協力の下に将来の法曹としての実務に必要な法律に関する理論的かつ実践的な能力（各種の専門的な法分野における高度の能力を含む。）を備えた多数の法曹の養成を実現すべきものであることにかんがみ、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第三十九号）第三条の規定の趣旨にのっとり、国の責務として、裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員が法科大学院において教授、准教授その他の教員としての業務を行うための派遣に關し必要な事項について定めることにより、法科大学院における法曹としての実務に関する教育の実効性の確保を図り、もって同条第一項に規定する法曹養成の基本理念に則した法科大学院における教育の充実に資することを目的とする。</p> <p>（法科大学院設置者による派遣の要請）</p> <p>第三条 法科大学院設置者（法科大学院を置き若しくは置こうとする大学の設置者又は法科大学院を置く大学を設置しようとする者をいう。以下同じ。）は、当該法科大学院において将来の法曹としての実務に必要な法律に関する理論的かつ実践的な能力（各種の専門的な法分野における高度の能力を含む。）を涵養するための教育を実効的に行う</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、法科大学院における教育が、司法修習生の修習との有機的連携の下に法曹としての実務に関する教育の一部を担うものであり、かつ、法曹の養成に係る機関の密接な連携及び相互の協力の下に将来の法曹としての実務に必要な法律に関する理論的かつ実践的な能力（各種の専門的な法分野における高度の能力を含む。）を備えた多数の法曹の養成を実現すべきものであることにかんがみ、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第三十九号）第三条の規定の趣旨にのっとり、国の責務として、裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員が法科大学院において教授、助教授その他の教員としての業務を行うための派遣に關し必要な事項について定めることにより、法科大学院における法曹としての実務に関する教育の実効性の確保を図り、もって同条第一項に規定する法曹養成の基本理念に則した法科大学院における教育の充実に資することを目的とする。</p> <p>（法科大学院設置者による派遣の要請）</p> <p>第三条 法科大学院設置者（法科大学院を置き若しくは置こうとする大学の設置者又は法科大学院を置く大学を設置しようとする者をいう。以下同じ。）は、当該法科大学院において将来の法曹としての実務に必要な法律に関する理論的かつ実践的な能力（各種の専門的な法分野における高度の能力を含む。）を涵養するための教育を実効的に行う</p>

2
(略)

ため、裁判官又は検察官等を教授、准教授その他の教員（以下「教授等」という。）として必要とするときは、その必要とする事由を明らかにして、裁判官については最高裁判所に対し、検察官等については任命権者に対し、その派遣を要請することができる。

2
(略)

ため、裁判官又は検察官等を教授、助教授その他の教員（以下「教授等」という。）として必要とするときは、その必要とする事由を明らかにして、裁判官については最高裁判所に対し、検察官等については任命権者に対し、その派遣を要請することができる。

改 正 案	現 行
<p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、大学等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、学校教育法第六十八条の二第四項の規定による学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的とする。</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十六条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 学校教育法第六十八条の二第四項の規定により、学位を授与すること。</p> <p>三 五 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、大学等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、学校教育法第六十八条の二第三項の規定による学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的とする。</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十六条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 学校教育法第六十八条の二第三項の規定により、学位を授与すること。</p> <p>三 五 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（教員等の任命等） 第七十三条 学長を別に任命する大学においては、理事長が副学長、学部長その他政令で指定する部局の長及び教員（教授、<u>准教授</u>、<u>助教</u>、<u>講師</u>及び<u>助手</u>をいう。）を第二十条の規定により任命し、免職し、又は降任するときは、学長の申出に基づき行うものとする。</p>	<p>（教員等の任命等） 第七十三条 学長を別に任命する大学においては、理事長が副学長、学部長その他政令で指定する部局の長及び教員（教授、<u>助教</u>、<u>講師</u>及び<u>助手</u>をいう。）を第二十条の規定により任命し、免職し、又は降任するときは、学長の申出に基づき行うものとする。</p>

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（就職禁止事由） 第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員の職務に就くことができない。 一 一 十四（略） 十五 学校教育法に定める大学の学部、専攻科又は大学院の法律学の教授又は准教授 十六 一 十八（略） 2（略）</p>	<p>（就職禁止事由） 第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員の職務に就くことができない。 一 一 十四（略） 十五 学校教育法に定める大学の学部、専攻科又は大学院の法律学の教授又は助教授 十六 一 十八（略） 2（略）</p>